



特定不妊治療費助成事業の充実 ～治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減～

市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの推進のため、不妊治療（特定不妊治療）を受けている夫婦に対して平成19年10月から助成制度を設け、経済的負担の軽減を図ってきた。

これまで助成額を1年度当たり10万円を上限としていたが、特定不妊治療費が高額であることから、今年度から1年度当たり20万円に引き上げ、子どもを望む夫婦への支援を充実する。

1 特定不妊治療費助成事業概要

(1) 対象治療

体外受精...体外受精（In Vitro Fertilization、略してIVF）は、精子と卵子を採り出し、体外で受精させて得られた受精卵（胚）を子宮に戻す方法。受精し分裂した卵（胚）を子宮内に移植することを含めて体外受精・胚移植（IVF-ET）と呼ぶ。

顕微授精...体外受精の一種。人為的にガラス管で卵子の壁を貫通させて授精させる方法。現在は極細のガラス管に精子を1個だけ吸引し、卵の細胞質内に注入するICSI（Intracytoplasmic Sperm Injection、卵細胞質内精子注入法）が主流

いずれも、兵庫県の実施する特定不妊治療費助成を受けていることが条件

(2) 助成対象者

次の条件をすべて満たす夫婦

豊岡市内に住所を有する夫婦（法律上の婚姻をしていること）

夫婦合算の所得額が730万円未満

兵庫県の助成を受け、かつ兵庫県以外からの助成を受けていないこと。

(3) 助成額

特定不妊治療に要した費用から兵庫県の助成額〔1回の上限額15万円、年間2回まで（初年度は3回）〕を控除した額

1年度当りの上限額20万円

今回の引き上げにより、県の助成と併用することで平均的な治療費（平成23年度治療実績：平均約31万円）を賄える。

(4) 助成期間

通算して5年度

(5) 申請方法

市健康福祉部健康増進課（〒668-0046 豊岡市立野町12-12）で、所定の申請書に必要書類を添付し、助成申請を行う。



必要書類

- ・医療機関（日本産科婦人科学会登録施設）が発行した領収書
- ・兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し

2 特定不妊治療費助成実績

| | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 計 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 件数 | 17 | 23 | 30 | 36 | 43 | 149 |
| 助成金額 (千円) | 1,700 | 2,109 | 2,713 | 3,323 | 3,586 | 13,431 |

《参考》

県内の他市町の状況〔平成24年3月現在〕

1回当たり5万円上限（回数は県に準ずる）

多可町、加東市、小野市、加西市、西脇市

1回当たり10万円上限（回数は県に準ずる）

相生市、三木市、朝来市、養父市、赤穂市、佐用町、南あわじ市、たつの市、播磨町、宍粟市

1年度当たり10万円上限

香美町

〔問合せ〕豊岡市健康福祉部健康増進課 0796 - 24 - 1127